

本Asana サービス約款（以下「本約款」という）は、双日テクノロジー株式会社（以下「乙」という）が、お客様（以下「甲」という）に対して、Asanaに係るサービスを提供する際の基本条件を定めたものです。乙の提示するAsanaに係るサービスの見積書に対して、甲が注文書を提出した場合、甲は本約款に同意したものとみなし、甲乙間では本約款の各規定が適用されるものとします。

#### 第1条（本契約）

- 甲が、乙の提示する見積書に対して、注文書を提出した後、甲に対して見積書記載のAsanaに係るサービス（以下「本サービス」という）の提供が開始されたとき、甲乙間で本約款に基づく契約（以下「本契約」という）が成立したものとします。なお、甲による注文書提出後であっても、本サービスの提供元であるAsana, Inc.が甲に対するサービス提供を認めないと判断した場合は、本契約が成立しないものとします。
- 本契約には、見積書に定める特約条件（以下「特約条件」という）、本約款およびAsana ライセンスサービス仕様書（以下「仕様書」という）の各条件が適用される。なお、特約条件、本約款、仕様書間に記載された内容が矛盾抵触する場合は、見積書、本約款、仕様書の順に優先して適用するものとします。
- 乙は、その裁量により、本約款および仕様書をいつでも変更することができるものとします。但し、当該変更が甲の権利義務に重大な影響を与える変更であると乙が判断した場合は、甲に対し、事前に通知するものとします。
- 乙は、本約款および仕様書を変更した場合、乙のWebサイトに最新版を掲示するものとし、最新の本約款および仕様書が本契約に適用されるものとします。

#### 第2条（対価および支払条件）

- 本契約の対価および支払条件は、見積書に定める。なお、支払いにかかる費用は甲の負担とする。
- 乙は、甲に支払いの遅延があるときは、遅延日数に応じ年12%の割合で計算した遅延利息の支払いを請求することができるものとします。
- 乙は、乙が甲に対し支払債務を有するときは、本契約に基づく甲の債務と当該乙の支払債務とをその期限の如何を問わず対当額において相殺することができるものとします。
- 乙は、乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合を除き、いかなる場合であっても、受領した本サービスの対価を返金しないものとします。

#### 第3条（本サービス）

- 本契約成立後、乙は甲に対し、本サービスを提供するものとします。なお、本サービスの具体的な内容、提供条件等は、本約款に定めるものを除き、サービス仕様書において定めるものとします。
- 甲は、Asana, Inc.が定める本サービスの使用許諾条件（Subscriber Agreement）（<https://asana.com/ja/terms/subscriber-terms> に掲載される最新のものをい）を、以下「使用許諾条件」という）に同意したものとみなす。甲は、本サービスを利用するにあたり、使用許諾条件を順守するものとします。
- 本サービスは現状有姿で提供されるものであり、使用許諾条件に別途定める場合を除き、乙は、本サービスについて品質、性能、第三者の権利非侵害を含め、一切の保証を行わないものとします。なお、本サービスが第三者の権利を侵害していた場合において、本サービスの提供継続が困難であるとAsana, Inc.が判断したときは、本サービスの提供が終了する場合があるものとし、乙は甲に対し、甲が乙に支払った本サービスの対価のうち、本サービスの終了日の翌日から甲乙間の本契約で定める有効期間の終了日までの期間に応じて案分した金額を返金するものとします。
- 本契約の有効期間中、乙は甲に対して、仕様書に基づき、本サービスの保守サポートを提供するものとします。

#### 第4条（有効期間）

- 本契約の有効期間は、本サービスの提供開始日から1年経過する日まで（ただし、見積書に別途定める場合は、見積書に定める期間が経過する日まで）とします。なお、見積書に本サービスの提供開始日が記載される場合であっても、当該開始日は開始見込日であり、本サービスが甲に対して実際に提供開始された日をもって、本サービスの提供開始日とする。
- 本契約の有効期間中といえども、前条第3項のほか、Asana, Inc.の判断により、本サービスの提供が終了する場合があるものとし、この場合、本契約も終了するものとする。これにより甲に生じた損害について乙は一切責任を負わないものとします。乙は甲に対し、甲が乙に支払った本サービスの対価のうち、本サービスの終了日の

翌日から甲乙間の本契約で定める有効期間の終了日までの期間に応じて案分した金額を返金するものとする。

#### 第5条（不可抗力）

乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分・要請その他の行為、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故、感染症・疫病等、乙の責に帰すことのできない不測の事態による履行遅滞または履行不能について、その責を負わないものとし、また、甲はこれを理由として本契約を解除することができない。

ただし、本サービスが終了とした場合、乙は甲に対し、甲が乙に支払った本サービスの対価のうち、本サービスの終了日の翌日から甲乙間の本契約で定める有効期間の終了日までの期間に応じて案分した金額を返金するものとする。

#### 第6条（秘密保持）

- 甲および乙は、本契約に関して相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面または電磁的方法により秘密である旨指定して開示した情報（以下「秘密情報」という）を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲および乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。
  - 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
  - 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 甲および乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、また、本契約の目的のために知る必要のある各自の役員および従業員ならびに弁護士、公認会計士等の法令上守秘義務を負う者に限り開示することができるものとする。
- 甲および乙は、本契約が終了した場合には、秘密情報を相手方に返還し、または相手方の指示に従って廃棄しなければならぬ。

#### 第7条（個人情報）

- 甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方およびその取引先が保有する個人情報に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含み、以下、「個人情報」という）を、善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約以外のために利用し、または再委託先以外の第三者に利用させもしくは開示、漏洩してはならないものとする。
- 甲および乙は、相手方の書面による承諾を得ることなく、個人情報を複製してはならないものとする。
- 甲および乙は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならぬものとする。
- 甲および乙は、本条規定違反して個人情報の本契約以外に利用され、または第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、ただちに相手方に報告するとともに、当該個人情報の回収等の善後策を速やかに講じるものとする。
- 甲および乙は、作成した個人情報の複製物を廃棄するときは、書類については裁断または焼却の方法により、電磁的記録についてはデータ消去または媒体の破壊の方法により、これを行うものとする。

#### 第8条（権利義務の譲渡等）

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約にもとづく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

#### 第9条（契約の解除）

1. 甲および乙は、相手方が本契約に定める条項のいずれかに違反した場合、相当期間を定めて催告を行い、その期間内に違反が是正されないときは、当該契約を解除することができる。
2. 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当するときは、何等催告を要せず、ただちに本契約の全部または一部を解除することができる。
  - ① 乙に対する代金支払債務につき履行を怠ったとき。
  - ② 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき。
  - ③ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手が不渡りとなったとき。
  - ④ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
  - ⑤ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき。
  - ⑥ 解散の決議をしたとき。
  - ⑦ 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - ⑧ その他本契約の履行に重大な支障を生ずる事由が発生したとき。
3. 甲および乙は、前二項の解除事由のいずれかに該当することとなった場合は、相手方に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失するものとし、そのすべてをただちに弁済するものとする。

#### 第10条 (損害賠償)

1. 乙は、本契約に関し、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、当該損害発生の原因となった本サービスの対価(年額)相当額を限度として、逸失利益を除く現実に発生した通常かつ直接の損害を賠償するものとする。
2. 本契約に関し乙が負担すべき賠償責任の範囲は、本約款に明記されたものをすべてとし、請求原因の如何を問わず、その他一切の責任を負担するものではない。

#### 第11条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、自ら、自らの役員、実質的役員、経営関与者またはこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下併せて「反社会的勢力」という)ではなく、かつ次の各号のいずれにも該当しないことを、現在かつ将来にわたって表明し保証する。
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して暴力的、威力的、威圧的、脅迫的、偽計的またはこれらに準ずるような不当な言動をしないことを表明し、保証する。
3. 甲および乙は、反社会的勢力との取引関係を有してはならないものとし、万一、反社会的勢力との取引関係を有することが判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じるものとする。
4. 甲および乙は、本条の事由に該当した場合には本契約を解除できるものとし、本契約の解除に伴い、相手方に損害が生じた場合でも、一切の賠償責任を負わないものとする。

#### 第12条 (終了後の措置)

本契約の終了後といえども以下の規定は有効に存続するものとする。

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ・第2条(対価および支払条件) | ・第8条(権利義務の譲渡等) |
| ・第6条(秘密保持)      | ・第10条(損害賠償)    |
| ・第7条(個人情報)      | ・第13条(合意管轄)    |

#### 第13条(合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第14条(協議)

本契約に定めなき事項または本契約の履行につき疑義が生じた場合は、甲乙双方で協議し円満に解決を図る。

以上